

区長報告第十二号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和八年八月三日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和八年九月十日

港区長 清 家 愛

記

令和七年十二月五日議決を得た工事請負契約（港区立芝公園管理事務所新築工事）の契約金額「一億九千五百七十二万三千円」を「二億四百七十一万千円」に、工期「契約締結の日の翌日から令和八年九月二十五日まで」を「契約締結の日の翌日から令和八年十二月二十五日まで」に変更する。